

インドネシア統一弁護士会 ～歴史は繰り返す？

東京弁護士会会員

平石 努 ● Hiraishi, Tsutomu

本年(2008年)5月30日に、ジャカルタにインドネシア全土から約5000名(インドネシア全土の弁護士数は約1万5000名)の弁護士が集結し、2005年4月に設立されたインドネシア統一弁護士会(PERADI)からの脱退と、新インドネシア統一弁護士会(KAI)の結成を宣言するという事件が起きた。

インドネシアでは、アジア通貨危機をきっかけとして、1998年に権威主義的なスハルト政権が崩壊してから民主化が進められており、その一環として最高裁判所を中心に法治国家の構築に向け司法改革に取り組んできた。インドネシアにおける司法改革の実績としては、下級裁判所に対する管轄の司法権省から最高裁判所への移転、憲法裁判所の設立、司法委員会への設立などが挙げられる。日本からも同国における司法改革への支援が2002年より行われており、現在も弁護士1名が独立行政法人国際協力機構(JICA)の長期専門家としてジャカルタに派遣され、和解・調停制度促進のための支援プロジェクトが実施されている。同国の司法改革においては、弁護士制度の改善にも取り組まれており、それまで法律的な基礎を有さなかった弁護士について2003年4月に弁護士法(2003年法律第18号)が制定された。

インドネシアにおいては、スハルト政権時代を通じて政府による弁護士及び弁護士会への介入が行われており、1985年11月に多くの弁

護士を擁するインドネシア弁護士会(IKADIN)が設立されてからも(その設立自体にも弁護士に対する統制という政府の意思が働いていたと考えられている)、インドネシアにおける弁護士会は、政府の介入を受けたこともあってか、1991年の執行部選挙の際を始めとして分派、分立を繰り返すこととなった。2003年4月に弁護士法が制定された際にも、統一弁護士会が成立するまでの暫定的な弁護士会として8会(IKADIN、AAI、IPHI、HAPIなど)が弁護士法において認定されている。そのような状況のもと、2003年4月の弁護士法の制定により、倫理規定の制定、弁護士に対する懲戒の権利などを有する、弁護士の自治組織(強制加入団体)としてインドネシア統一弁護士会が同法制定のときから2年以内に設立されることが定められ(弁護士法第32条第4項)、2005年4月にインドネシア統一弁護士会(PERADI)が成立した。

インドネシア統一弁護士会の設立後は、同会による全国的な弁護士の登録、弁護士登録証(同登録証の提示により裁判所での弁護活動が可能)の発行、弁護士会費の徴収、弁護士試験の実施が行われるなど、インドネシア統一弁護士会は順調に組織的、財政的基盤を固めていくかと思われた。しかし、インドネシア統一弁護士会(PERADI)の設立後も併行的に上記の8弁護士会は存続していた。そして、インドネシア統一弁護士会の設立時には、上記の8会が賛同のうえで会長、事務総長等が選任されたが、統一弁護士会の執行部に任期の定めはなく、統一弁護士会設立以後、執行部の選挙も行われなかったことから、執行部の人事に対する不満の声が

聞こえていた。インドネシア統一弁護士会の設立前から存在していた8会の中ではIKADINが最大であり、執行部の人事に不満を持つ(もちろん、それだけが理由ではないだろうが)IKADINを中心として今回の分裂が起こったようである。従来から存在していた統一弁護士会(PERADI)と分裂した統一弁護士会(KAI)の間では、いずれがインドネシアにおける正当な統一弁護士会かについて、法律的に議論が戦わされているようである。弁護士法では単一の弁護士会による弁護士自治を定めているため、複数の弁護士会が弁護士法に基づく統一弁護士会として成立することは認められない。

上記のインドネシア統一弁護士会に係る分裂に関連して、様々な動きが報じられている。5月30日の新統一弁護士会(KAI)の結成集会においては、ユドヨノ大統領の出席が予定されていたが、PERADIの要請により大統領の出席は取りやめになったと新聞では報じられている。また、2006年には憲法裁判所に対して弁護士法の違憲審査が申し立てられ、憲法裁判所は弁護士法の合憲性を認めるという判断がなされ、同判断に関連して憲法裁判所の長官によりPERADIのインドネシア統一弁護士会としての正当性に関する見解が示されているようである。また、統一弁護士会の分裂と直接の関係はないのかもしれないが、PERADIは多くの人権擁護に係る事件に関与してきた著名な弁護士に対して除名処分を下した件について、International Bar Association Human Rights Institute から質問状の送付を受けているところである(<http://www.ibanet.org/>

humanrights/Int_Indonesia_Jun08.cfm)。

インドネシアでの民主化過程における司法改革の一環として弁護士法が制定され、弁護士に対する懲戒権まで有する自治的な統一弁護士会が設立され、その基盤固めが進んでいたところであるが、そのような弁護士自治の確立のための過程が混乱するのは、その意味では残念なことである。インドネシアにおいて、これから統一弁護士会がどのように維持、形成されていくのかは、現状では今後の状況を見守るしかない。統一弁護士会をめぐる混乱のなかで、弁護士活動及び弁護士会に対して、過去にあったような政治的、経済的な介入が行われる事態とならないことを願うばかりである。